

千葉市公告第154号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年3月3日

千葉市長 熊谷 俊人

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ビバホーム作草部店

所在地 千葉市稲毛区作草部町620番地4ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 有限会社正茂

代表者の氏名 代表取締役 黒川 博之

住所 千葉市稲毛区作草部二丁目10番41号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の名称	代表者氏名	住所
株式会社LIXILビバ	代表取締役 渡邊 修	さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号

(変更後)

小売業者の名称	代表者氏名	住所
株式会社ビバホーム	代表取締役 渡邊 修	さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号

4 変更の年月日

令和2年11月10日

5 変更の理由

名称の変更があったため

6 届出の年月日

令和3年3月1日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和3年3月3日から令和3年7月5日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで